

サービス利用料及び利用者負担※1ヶ月30日計算・介護保険1割の場合、()内は1日当たりの金額

基本分(介護保険料)		管理費 (円)	食材料費 (円)	家賃 (円)	利用料合計 (円)
状態区分	介護保険の1割負担額(円)				
要支援2	¥22,800 (760)	¥29,190 (973)	¥36,000 (1200)	¥16,680 (556)	¥104,670
要介護1	¥22,920 (764)	¥29,190 (973)	¥36,000 (1200)	¥16,680 (556)	¥104,790
要介護2	¥24,000 (800)	¥29,190 (973)	¥36,000 (1200)	¥16,680 (556)	¥105,870
要介護3	¥24,690 (823)	¥29,190 (973)	¥36,000 (1200)	¥16,680 (556)	¥106,560
要介護4	¥25,200 (840)	¥29,190 (973)	¥36,000 (1200)	¥16,680 (556)	¥107,070
要介護5	¥25,740 (858)	¥29,190 (973)	¥36,000 (1200)	¥16,680 (556)	¥107,610

- ※ 基本分に介護保険負担割合証に記載された負担割合の数を乗じた額が利用料金となります。
(加算分についても同様となります)
- ※ R3.4.1～R3.9.30の期間は基本分に1ヶ月の利用日数を乗じた額に0.1%を乗じた額が利用料金となります。
- ※ 管理費は水道・ガス・電気・浄化槽維持費・カーテンリース料・消防設備費・電話代・モップ交換代、ゴミ処理代・施設修繕費です。
- ※ 食材料費一内訳(朝200円・昼520円・夕400円・おやつ代80円)
- ※ おむつ代、理美容代、寝具使用料、その他の日常生活品費については別紙1-2のとおりです。
- ※ その他、日常生活において必要とされる費用(医療費、嗜好品、個人の日用品等)は必要に応じてグループホーム倉敷で立替払いし、後日請求させていただきます。
- ※ 基本分には医療連携体制加算(I)として1日39円が加算されます。(要支援2の方を除く)
- ※ 入居日より起算して30日以内の期間及び30日以上入院後に再び入居されてから30日以内の期間、1日につき初期加算30円が基本分に加算されます。
- ※ 外出・外泊時の食事・おやつ代は3日前までに申出があった場合請求いたしません。
- ※ 月の途中における入居、または退居については日割計算とします。
- ※ 若年性認知症ご利用者(65歳未満の方)に対して個別に担当者を定め、その者を中心に当該ご利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、若年性認知症利用者受入加算として、基本分に1日120円が加算されます。
- ※ 利用期間が1月を超えるご利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該ご利用者の退居時に当該ご利用者及びそのご家族に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該ご利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該ご利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターに対して、当該ご利用者の介護状況を示す文書を添えて当該ご利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、ご利用者1人につき1回を限度に退居時相談援助加算として基本分に1日400円が加算されます。
- ※ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したご利用者で下記①～③のいずれにも適合しているご利用者について、その旨をご本人又はそのご家族に対して説明し、その後の療養方針についての合意を得た場合において、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時ご本人又はそのご家族に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援を行った場合、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72円が死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144円が、死亡日の前日及び前々日については1日につき680円が、死亡日については、1日につき1,280円が死亡月の基本分に加算されます。
ただし退去した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。(要支援2の方をのぞく)
- ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断したご利用者であること。
②ご利用者又はそのご家族の同意を得て、ご利用者の介護に係る計画が作成されていること。
③医師、看護師、介護職員が共同して、ご利用者の状態又はご家族の求め等に応じ随時、ご本人又はそのご家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。
- ※ 当事業所における利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Mに該当する利用者の割合が50%以上ある場合、Ⅲ、Ⅳ、Mに該当する利用者は、認知症専門ケア加算(I)として、基本分に1日3円が加算されます。
- ※ 入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご利用者及びご家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所に円滑に入居できる体制を確保している場合、入院時費用として、一月に6日を限度として、1日につき246円が必要となります。(但し、入院の初日及び最終日は除く)
- ※ 管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき30円が加算されます。
- ※ 介護職員処遇改善加算(I)として、介護保険料負担総額に対して(介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを除く)11.1%分の費用が別途加算されます。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)として、介護保険料負担総額に対して(介護職員処遇改善加算Ⅰを除く)2.3%分の費用が別途加算されます。

別紙1-2

支払い方法について

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を作成しますので、その月の20日までにお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、原則的に金融機関口座自動引き落としの方法でお願いします。

生 活 費	{	☆日常生活費	
		洗剤 1回	(10円)
		シャンプー・リンス 1回	(10円)
		ボディソープ 1回	(20円)
	☆オシメ代(1枚)	パット (38円)	
		夜用パット (75円)	
		紙パンツM (100円)	
		紙パンツL (113円)	
	☆電化製品持込使用	1日1種 (53円)	
	☆娯楽費	趣味、園芸、レクリエーション活動の費用(実費)	
☆理美容代	(実費)		
☆寝具使用料 「シーツ、紐包布、穴包布、枕カバー、掛布団、マット、枕」一式	何回使用しても、1日(68円)		

※日常生活費(洗剤、シャンプー・リンス、ボディソープ)、オシメ類、寝具については御家族で御用意頂いてもかまいません。この料金表(別紙1-2)はグループホーム倉敷側で御用意する場合のものです。